

事後評価シート

【評価年月】 平成16年4月

【主管課・室】 地球環境局フロン等対策推進室

【評価責任者】 フロン等対策推進室長 宇仁菅 伸介

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 1 - (2) オゾン層保護対策
施策の概要	オゾン層の状況を監視するとともに、オゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制するため、「オゾン層の保護のためのウィーン条約」及び「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」並びに「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律」(オゾン層保護法)により、クロロフルオロカーボン(CFC)等のオゾン層破壊物質の生産・消費規制、排出抑制対策を実施する。また、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」(フロン回収破壊法)の円滑な施行によりフロン類の回収破壊を進める。さらに、建材用断熱材に用いられるフロンの回収破壊方策について検討を行う。加えて、MLF(モントリオール議定書多数国間基金)を活用し、途上国におけるオゾン層保護対策等への支援を行う。
予算額	111,062千円

目標・指標、及び目標の達成状況

目標	オゾン層の状況等の監視を行うとともにオゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制し、オゾン層の保護・回復を図る。					
参考指標	H12年	H13年	H14年	H15年	目標値	H年
南極のオゾンホール の面積	2,918万km ²	2,647万km ²	2,054万km ²	2,868万km ²		
達成状況	<p>国内2地点におけるオゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボン(HFC)の大気中濃度、オゾン・レーザーレーダーやILAS-(人工衛星搭載用オゾン層観測センサー)による大気オゾン全量を測定するとともに、平成14年度までの観測結果等について評価を行い、「平成14年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」を公表した。</p> <p>フロン回収破壊法の周知・徹底を引き続き図った。</p> <p>これらの取組により、大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度は</p>					

<p>ほぼ横ばい、または減少してきている。</p> <p>しかしながら、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）及びハロンの大気中濃度は増加の傾向にある。</p> <p>我が国、特に札幌上空のオゾンは依然として減少傾向にある。</p>
--

下位目標 1	オゾン層等の状況を把握し、その結果を取りまとめ、広く情報発信する。
達成状況	<p>オゾン・レーザーレーダーやILAS-（人工衛星搭載用オゾン層観測センサー）により大気オゾン全量を測定した。</p> <p>オゾン層保護法第22条に基づき、国内2地点におけるオゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボン（HCFC）の大気中濃度を測定した。</p> <p>平成14年度までの観測結果等について評価を行い、「平成14年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書」を公表した。</p>

下位目標 2	オゾン層破壊物質の排出抑制・使用合理化を進める。					
指標	H12年	H13年	H14年	目標値	H16年	H32年
ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）消費量	3,531 (ODPトン)	3,500 (ODPトン)	2,907 (ODPトン)		3,615 (ODPトン)	0 (ODPトン)
	各年のデータはそれぞれ当該年1月から当該年12月までのデータ、単位はオゾン破壊係数を掛けた数値（ODPトン）					
参考指標	H12年	H13年	H14年	目標値	H年	
PRTRによるオゾン層破壊物質の排出量のODP換算値	-	17,828 (ODPトン)	13,778 (ODPトン)			
達成状況	<p>ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）消費量については、平成14年の実績において、既に平成16年の目標数値をクリアしている。</p> <p>PRTR法によるオゾン層破壊物質の排出量（ODP換算値）についても、前年を下回った。</p>					

下位目標 3	機器等の廃棄時におけるフロン類の適切な回収・破壊の実施の確保を図る。					
参考指標	H12年	H13年	H14年	目標値	H年	
フロン回収破壊法に基づくフロン	-	-	業務用冷凍空調機器： 1,958トン			

類回収量		カ-エアコン (半年分): 389トン	
達成状況	<p>フロン回収破壊法の施行により、第1種特定製品(業務用冷凍空調機器)について平成14年4月1日から、第2種特定製品(カーエアコン)について同年10月1日から、製品が廃棄される際の冷媒用フロンの回収・破壊が義務づけられ、フロン類の回収が進展したものの、未回収となっているフロン類も相当であると推定される。</p> <p>建材用断熱材フロンの回収・破壊方策について引き続き検討を行った。</p>		

下位目標4	モントリオール議定書遵守のため、国際協力を推進する。
達成状況	<p>アジア地域の途上国における人材の育成・統計データ及び法律の整備等も含めた途上国の施策実施能力の向上を促す支援を実施した。</p> <p>モンゴル及びイランにおいて国家協議会合を開催し、オゾン層破壊物質削減計画の策定に向けた取組を促進した。</p>

評価、及び今後の課題

評価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>オゾン層の破壊による有害紫外線の増加は全国民に影響を及ぼす問題であるため、その対策は極めて公益性が高い。</p> <p>南極のオゾンホールは依然として過去最大級の規模に発達しており、オゾン全量についても減少傾向にあることから、有害紫外線の増加による人の健康や生態系への悪影響が懸念されている。</p> <p>現在及び将来の国民の健康ひいては人類の福祉に貢献するとともに地球全体にわたり生態系の保全を図るため、国が中心となって、国民・企業・自治体の協力のもと、オゾン層の保護対策を積極的に推進する必要がある。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>大気中のクロロフルオロカーボン(CFC)濃度はほぼ横ばい、または減少してきている。</p> <p>フロン回収破壊法に基づき、廃棄時における特定製品からのフロン類の回収が開始された。</p> <p>途上国におけるオゾン層破壊物質削減のための支援事業を実施した。</p> <p>【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)</p> <p>限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等を鑑み、オ</p>
----	--

	<p>ゾン層保護効果の高い施策への重点的な資源配分を行っている。</p> <p>オゾン層が保護されることによる受益者は全ての国民であり、税負担による公平な受益者負担がなされているものとする。</p> <p>関係府省間の連携や地方公共団体との役割分担を積極的に進めることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。</p> <p><目標に対する総合的な評価></p> <p>オゾン層保護にはまずオゾン層破壊物質の大気中への排出抑制が有効であることから、オゾン層の生産・消費の規制及び回収・破壊等の推進を通じた総合的な対策は有効であると考えられる。</p> <p>クロロフルオロカーボン(CFC)等のオゾン層破壊物質については既に大気中濃度が低下しているものもあり、規制の有効性が科学的にも示されているといえる。しかしながら、オゾン層の減少は継続しており、また、ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)やハロンの大気中濃度は増加傾向にあることから、引き続きオゾン層保護対策を実施していくことが必要である。</p> <p>フロン回収破壊法の施行により、製品が廃棄される際の冷媒用フロンの回収・破壊が義務づけられフロン類の回収が進展したものの、未回収となっているフロン類も相当であると推定される。</p>
<p>今後の課題</p>	<p>オゾン層等の状況を監視し、対策効果を把握する。</p> <p>オゾン層保護法を着実に施行するとともに、フロン回収破壊法の一層の徹底を図る。</p> <p>オゾン層破壊物質の排出抑制対策、特に断熱材フロンの適切な回収・破壊方策の検討を進める。</p> <p>途上国におけるモントリオール議定書に基づくオゾン層破壊物質の削減対策を推進する。</p>

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	フロン回収破壊法によるフロン類の回収が進展したものの、未回収となっているフロン類も相当であると推定され、施策の強化が必要である。

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 1 - (2) オゾン層保護対策	
施策共通の 主な政策手段等	オゾン層保護法、フロン回収破壊法	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
ア．オゾン層の状況 等の監視・観測及び 結果の公表 (下位目標 1)	・オゾン層保護法第 2 2 条に基づき、オゾン層の破壊や大気中の特定物質の濃度の推移を監視し、それらの結果を取りまとめて公表。	
イ．オゾン層破壊物質の 排出抑制、使用 合理化の推進 (下位目標 2)	・オゾン層破壊物質の大気中への放出を抑制するために、オゾン層保護法に基づき「特定物質の排出抑制」を推進。	
ウ．オゾン層破壊物質の 回収・破壊の推進 (下位目標 3)	・フロン回収破壊法に基づき、機器類を廃棄する際の冷媒フロンの回収・破壊を進めるとともに、断熱材に含まれるフロンの対策等を推進。	・断熱材フロン対策検討調査 (3 9 百万円)
エ．国際協力の推進 (下位目標 4)	・途上国がモントリオール議定書に規定された規制スケジュールの本格的な遵守期間に突入したことに伴い、途上国支援の重要性が一層高まったことを踏まえ、アジア地域の途上国による議定書遵守が円滑に進むよう、各途上国のニーズに合わせた支援を実施。	